

処方箋受入体制整備促進費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、埼玉県地域保健医療計画に基づき、質の高い医療供給システムとしての医薬分業を支援し、処方箋受入体制を整備促進するため、一般社団法人埼玉県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「情報センター」とは、薬剤師会が定めた一般社団法人埼玉県薬剤師会薬事情報センター運営規程により設置された薬事情報センターをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、薬剤師会が設置した情報センターの運営とする。ただし、補助対象経費は、従事する職員2人分の県の職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下この条において「条例」という。）第2条に定める給料、条例第9条の2に定める地域手当、条例第19条に定める期末手当及び条例第19条の4に定める勤勉手当に相当する給料及び手当とする。

(補助額)

- 第4条 前条の補助対象となる経費に対する補助額は、当該経費の4分の1以内において知事の定める額とする。

(補助金の交付)

- 第5条 この補助金は、概算払いをすることができる。

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第5号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の請求)

第8条 薬剤師会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 薬剤師会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止、事業年度完了の場合を含む。）後速やかに提出することとし、遅くとも本補助対象事業に係る年度の3月31日までに提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 薬剤師会は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 薬剤師会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第6条関係）

年度処方箋受入体制整備促進費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により、年度処方箋受入体制整備促進費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 4 補助事業の実施期間
- 5 補助事業の算出基礎

様式第2号（第7条関係）

年度処方箋受入体制整備促進費補助金交付決定通知書

薬第 号
年 月 日

一般社団法人埼玉県薬剤師会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度処方箋受入体制
整備促進費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付条件 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日埼玉県規則第15号）及び処方箋受入体制整備促進費補助金交付要綱の定めにより、補助事業を行うこと。

様式第3号（第8条関係）

年度処方箋受入体制整備促進費補助金請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年 月 日付け薬第 号で補助金の交付決定のあった、 年度処方箋受入体制整備促進費補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込先

ふりがな 名 義		
金融機関の名称	銀行	支店
預金種類・番号	普通 当 座	No.

様式第4号（第10条関係）

年度処方箋受入体制整備促進費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年 月 日付け薬第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度
処方箋受入体制整備促進費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規
則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の精算額 金 円
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
- 5 補助事業の成果

